

## ブルガリアからの家きん肉等の輸入停止措置について

平成28年12月28日

今般、ブルガリアにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が確認されたことから、平成28年12月20日付けで同国からの家きん肉等について輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 輸入停止措置の対象地域

ブルガリア全土

#### 2 輸入停止措置の対象品目

(1) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品

(2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、(1) 及び (2) の品目のうち、平成28年11月22日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成28年11月22日までに加工、梱包まで終了していることが必要。）をブルガリア政府が証明しているものは除く。

#### 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛